

安田町地域おこし協力隊（全部委託型）支援委託業務受託者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

本町では、担い手不足や高齢化の進行する中、地域の活性化及び地域産業の振興を図るため、地域おこし協力隊と民間企業等が連携することで、民間活力による持続可能な地域協力活動の創出と将来的な隊員の定住・定着に繋げることを目的とする。

この実施要領は、「安田町地域おこし協力隊（全部委託型）支援委託業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

2. 本業務の内容

（１）業務名

安田町地域おこし協力隊（全部委託型）支援委託業務

（２）業務の内容

別紙「安田町地域おこし協力隊（全部委託型）支援委託業務仕様書」のとおり

（３）委託期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

（４）委託料上限額

一金 1,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約上の予定価格を示すものではない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の（１）～（４）に掲げる要件を全て満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きを行っていないこと。

（３）次のいずれにも該当しないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員が役員となっている事業者

④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

- ⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4. 参加表明及び企画提案に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、本要領3の参加資格を確認のうえ、次のとおり書類を提出すること。

(1) 参加表明書について

① 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第2号）

(イ) 会社概要書（様式第3号）

※会社概要が分かるパンフレット等があれば添付すること。

(ウ) 業務実績調書（様式第4号）

※過去に類似する市町村等発注の業務実績がある場合は、それを証する書類。

(エ) 法人は、履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し、個人は代表者の身分証明書又は外国人登記原票記載事項証明書の写し

(オ) 国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）及び地方税（都道府県税及び市町村税）に滞納がないことを証明する書類（納税証明、完納証明等）。

※各証明書については、直近3か月以内に取得したもの（写し可）に限る。

(カ) 暴力団の排除に関する誓約書兼照会承諾書（別紙様式）

② 提出期限

令和8年1月20日（火）午後5時

③ 提出方法

持参又は郵送（必着）にて提出すること。ただし、郵送の場合は担当者に受領を確認すること。

(2) 企画提案書について

企画提案書は下表の①～⑤を1組とし10部提出するものとし、全てA4判の任意様式とする（A3判の綴じ込みも可）。ページ数の制限はしないが、提案内容を簡潔に分かりやすくまとめること。また、企画提案書の内容は次のとおりとする。

①企画提案書	別紙仕様書の内容を踏まえたうえで、提案内容が理解しやすいよう作成すること
②業務実施体制	本業務の実施体制がわかるもの
③類似した業務実績	官公庁での業務実績がわかるもの

④スケジュール	契約締結後から履行期限までの作業スケジュール
⑤見積書	業務内容ごとの経費内訳、積算根拠についても記載した見積書（様式は任意とし、消費税及び地方消費税抜きとする）
⑥提出期限	令和8年1月27日（火） 17時00分
⑦提出方法	持参・郵送（必着）のいずれか（郵送の場合は担当者に到着を確認すること）

5. 質問に関する事項

（1）質問方法

参加表明及び企画提案に関して不明な点がある場合は、「質問書（様式第1号）」に質問事項を記載し、担当課に電子メール又はファックスにより提出すること。

なお、電話、来庁等による口頭での質問は受け付けない。

（2）質問に対する回答

質問者へ個別回答（電子メール又はファックス）とする。

（3）質問受付期限

令和8年1月20日（火）午後5時

（最終回答は令和8年1月22日（木）午後5時までに行う。）

6. 審査・選定方法に関する事項

安田町地域おこし協力隊（全部委託型）支援委託業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案の審査を行うものとする。

（1）委員会は非公開とする。

（2）審査項目については以下のとおりとする。

- ①基本方針
- ②実施体制
- ③業務工程（スケジュール）
- ④企画内容
- ⑤業務実績
- ⑥見積金額

（3）審査について

- ① 日 時 令和8年1月30日（金）【予定】
- ② 場 所 安田町役場2階 防災会議室
- ③ 審査方法 評価基準により審査を行う。

（4）評価基準等

審査における評価項目等については「別紙 1」 のとおりとする。

（5）優先交渉権者の選定

提出された企画提案書について、委員会において審査を実施し、審査委員の審査得点が平均 60 点を超えた事業者のうち、最も高い点数を得た事業者を優先交渉権者とし、次に点数が高い者を次点者として選出する。ただし、審査得点が同点の事業者が複数ある場合は、④企画内容の点数の高い事業者を選定する。また、この場合において、④企画内容の点数が同じとなった場合は、委員長の審査得点が高い事業者を優先交渉者とする。

なお、参加事業者が 1 者の場合でも選定を実施するが、審査得点が平均 60 点を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

(6) 選定結果の通知

選定結果は郵送で参加事業者全員に通知を行う。なお、選定結果に質問がある場合は、通知を受理した日から 5 日以内に書面（様式自由）にて説明を求めることができる。ただし、その回答に関する異議申し立ては受け付けない。

7. 選定後の手続きおよび契約の締結等

(1) 仕様書の確定

優先交渉権者の選定をもって、当該提案者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでなく、町と提案者との協議により、企画提案書の項目変更、追加および削除を行うたうえて、本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(2) 契約の締結

町は選定された優先交渉権者と仕様について確定した後、発注の契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点者と契約締結の交渉を行う。

(3) 委託料

委託料は、提出された概算見積書をもとに、再度見積書を徴収し、契約金額を決定する。なお、プロポーザルにおいて提案された委託上限額を超える金額での契約は締結しない。

(4) 契約の締結

本町と受託者で協議したうえて、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約により締結する。

(5) 支払方法

業務完了時の一括払いとする。

8. 提案者の無効または失格

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

9. その他

- (1) 企画提案書等すべての申込書類等の作成経費や旅費等の必要経費等は、すべて提出者の負担とする。
- (2) 提出された申込書類等は、返却しない。
- (3) 申込書類等の提出は、1者1提案とする。
- (4) 申込書類等を受理した後は、その追加および修正は認めない。
- (5) 主たる担当技術者は、やむを得ない場合を除き、変更は認めない。
- (6) 申込書類等は、審査目的外で使用しない。
- (7) 申込書類等は、審査目的内の範囲において複写することがある。
- (8) 業務内容は、採択された申込書類等の内容によるものとするが、安田町との協議により変更・修正を加える場合がある。
- (9) 当該案件に関する事項について、電話または口頭による問い合わせには回答しない。
- (10) 当該事業の実施にあたり、契約者には、安田町が所有する写真等のデータを貸与する場合がある。
- (11) 提出された書類等は、原則、情報公開の対象とする。ただし、採択されなかった企画提案書は除く。
- (12) 本プロポーザルは、あくまでも当該業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。

10. 担当課及び書類提出先

安田町役場地域創生課（担当者：竹内）

〒781-6421 高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地

Mail sousei@town.kochi-yasuda.lg.jp

TEL 0887-38-6713

FAX 0887-38-6723

11. スケジュール（予定）

令和8年1月14日（水）から 令和8年1月20日（火）まで	公募型プロポーザル告示 （実施要領・仕様書の配布期間）
令和8年1月20日（火）	質問書提出期限
令和8年1月20日（火）	参加表明書等の提出期限
令和8年1月27日（火）	企画提案書等の提出期限
令和8年1月30日（金）	審査委員会での審査（書類審査）
令和8年2月 4日（水）	審査結果通知
令和8年2月上旬	契約の締結（予定）

12. その他

この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。